

※屋根設置は本通知の対象外です。詳しくは【別紙】対応フローチャートをご確認ください。

6環政ゼ第259号  
令和6年（2024年）12月

地上設置型太陽光発電事業を実施する事業者様

## 既存太陽光発電施設設置届出書提出について

長野県環境部環境政策課ゼロカーボン推進室長

本県の環境行政の推進及び脱炭素社会の推進につきましては、平素よりご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。  
さて、令和6年4月1日より「長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例」が施行となりました。本条例では、下記のとおり、対象の事業者の皆様には既存太陽光発電施設設置届出書の提出を義務付けています。  
つきましては、【別紙】対応フローチャートを参考に手続き等を行ってください。

### 記

#### 1 対象となる事業

・長野県内で令和6年3月31日までに工事に着手した出力10kW以上の地上設置型の太陽光発電事業

- ※ 令和6年4月1日以降の工事着手の事業については、別途実施にあたり必要な手続きがあります。詳細は裏面の【参考1】ご確認ください。
- ※ 屋根に太陽光発電施設を設置している場合（ソーラーカーポートなど建築物に設置している施設含む）は対象外となります。
- ※ 一部、時期によっては地上設置型でも対象外の市町村があります。詳細は裏面の【参考2】をご確認ください。
- ※ 対象外の方で本通知が届いた際は、お手数ですが【別紙】対応フローチャートを参考に、屋根設置や対象外である旨の報告をお願いします。以降、通知等を送付いたしません。

#### 2 必要となる手続き

- ① 既存太陽光発電施設設置届出書（様式第15号）の提出
- ② 維持管理計画書の作成及び公表（提出不要）
- ③ 標識の設置（FIT法の標識に準ずる）

詳細につきましては【別紙】対応フローチャートをご確認ください。

#### 3 手続期限

条例上の届出期限（令和6年9月30日）を過ぎていますので、速やかにご提出願います。  
令和7年1月末までにご提出をお願いします。

#### 4 その他、注意事項等

- ・本事項については、長野県の条例で定められた手続きですので、対象となる事業者様については必ず対応が必要です。
- ・なお、届出書はスマートフォンやパソコンから電子申請サービスでもご提出いただけます。
- ・電子申請等が難しい場合や、お手続きに関しましてご不明な点などございましたら、担当までご連絡ください。

※ご対応いただけない場合、同様の通知を繰り返し行う可能性があります。それでもなお、ご提出がない場合は、行政指導等を実施することがあります。その際は、経済産業省の要請により、その旨について情報提供等を行いますのでご承知おきください。

## <添付書類一覧>

- ・ 【別紙】対応フローチャート
- ・ 既存太陽光発電施設設置届出書（様式第 15 号）
- ・ 【記載例】既存太陽光発電施設設置届書
- ・ （参考様式）維持管理計画書
- ・ 【記載例】維持管理計画書

### 【参考 1】令和 6 年 4 月 1 日以降の工事着手の事業について

- ・ 事業基本計画書を提出の上、太陽光発電施設の設置にあたって説明会を実施や意見応答の期間を確保する必要があります。
- ・ 事業区域に地域森林計画対象の民有林、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地、土砂災害特別警戒区域を含む場合には、事業実施にあたり知事の許可が必要です。

### 【参考 2】適用除外の市町村について

- ・ 以下の市町村でかつ表中時期等の事業については、**本手続きの対象外**です。

【別紙】対応フローチャート中の対象外報告フォームにより、対象外である旨を報告願います。

設置市町村名	時期等
小諸市	令和 5 年 7 月 1 日以降（市の条例施行後）に設置の工事に着手した事業
上田市	平成 27 年 10 月 1 日以降に設置の工事に着手した事業で、事業区域 1000 m <sup>2</sup> 以上かつ発電出力が 50kW 以上の事業
諏訪市	令和 4 年 7 月 1 日以降（市の条例の施行後）に設置の工事に着手した事業
富士見町	令和元年 10 月 1 日以降（町の条例の施行後）に設置の工事に着手した事業
原村	令和元年 10 月 1 日以降（村の条例の施行後）に設置の工事に着手した事業
伊那市	令和 4 年 4 月 1 日以降（市の条例の施行後）に着手した事業
中川村	令和 2 年 10 月 1 日以降（村の条例の施行後）に設置の工事に着手した事業
阿智村	令和 5 年 4 月 1 日以降（村の条例の施行後）に設置の工事に着手した事業
豊丘村	令和 5 年 4 月 1 日以降（村の条例の施行後）に設置の工事に着手した事業
朝日村	令和元年 12 月 18 日以降（村の条例施行後）に設置の工事に着手した事業
※小海町、青木村、茅野市、辰野町、平谷村、根羽村、木曽町、木祖村、大桑村、松本市、安曇野市、大町市、池田町、松川村、白馬村に設置の事業は <b>すべて本手続きの対象外</b> です。	

※着手日等に疑義が生じる場合には、確認に必要な書類の提出を求めることがあります。

### その他、条例の詳細について

- ・ その他、本条例の詳細につきましては、以下のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/zerocarbon/20231016jyoureipe-ji.html>



お問合せ・提出先 等  
長野県環境部環境政策課ゼロカーボン推進室再生可能エネルギー係  
〒380-8570 長野県長野市南長野幅下 692-2  
電話 026-235-7179 FAX 026-235-7491  
電子メール [taiyoko-jorei@pref.nagano.lg.jp](mailto:taiyoko-jorei@pref.nagano.lg.jp)

※本通知については、経済産業省の再エネ特措法による認定事業者情報により送付しております。

※FIT 認定情報の変更などについては、以下のホームページを参考に、経済産業省へお問合せ願います。

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/kaitori/fit\\_change.html](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_change.html)

